

認定こども園五智保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人五智保育会
事業者の所在地	上越市五智 3-20-2
事業者の連絡先	025-543-2561
代表者氏名	理事長 高橋 考深

(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	認定こども園五智保育園							
所在地	上越市五智 3-20-2							
連絡先	(施設の電話番号) 025-543-2561 (施設のFAX番号) 025-520-7474							
施設長氏名	園長 高橋 俊成							
開設年月日	(昭和 23 年 5 月 9 日)							
認可定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	3人	2人	1人	6人
	2号・3号	8人	16人	19人	18人	19人	19人	101人
	合計	8人	16人	19人	21人	21人	22人	107人
当園の基本理念・方針	<p>(保育理念)</p> <p>子供の最善の利益を一番に考え、自己肯定感の強い子ども、友達とコミュニケーションが図れる子ども、自然と共生できる子どもを育てる。そのために自然の中、特に「園庭」で徹底的に遊びこむ。</p> <p>(保育方針)</p> <p>遊びこむ事を中心に置き、子どものふとした気づきを深い学びへ発展させることによって、非認知能力を高める事を重視する。</p>							

(3) 職員体制

職種	職務の内容
園長	特定保育・保育の質の向上、職員の質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	施設長を補佐するとともに、計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
保育教諭・保育士	保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
保育補助者	保育士の職務を助ける。
事務職員	登園の事務を行う。
栄養士	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
保育園士	世代間交流及び児童福祉の向上を図る

(4) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 8 時 00 分～午後 16 時 00 分（8 時間）
預かり保育	保育時間	朝：7 時 30 分～8 時 00 分 夕：16 時 00 分～18 時 30 分 土曜：7 時 30 分～15 時 00 分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後18時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後16時00分（8時間）
延長保育	保育短時間	朝：7時30分～8時00分 夕：16時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後18時30分
	土曜日	午前7時30分～午後15時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（5）利用料等

月額保育料	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	3歳児で2歳児クラスに在籍中の主食の提供に要する費用	1月当たり	1,000円
	1・2号認定こどもに係る副食費 （副食費免除対象者は、0円）	1月当たり	5,500円
	バス代	1月当たり片道	1,000円
	おやつ代（17：00に提供するおやつ費用）	1食当たり	30円
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	7：30～8：00	0円
		16時以降30分につき	100円
		土曜日30分につき	100円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用 （保育短時間認定の子ども）	7：30～8：00	0円
		16時以降30分につき	100円

（6）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

給食は市の献立を参考に作成し、自園で調理し提供する。食物アレルギーについては、完全除去食を対象児に提供する。

(7) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込みを受けた順序及び登園の教育理念に基づき決定する <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市、理事長又は園長が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(8) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	上越消防署
所在地	上越市大字藤野新田 330-1
電話番号	025-545-0119

【管轄する警察署】

警察署名	上越警察署
所在地	上越市大字藤野新田 1172
電話番号	025-521-0110

(9) 非常災害対策

防火管理者※	理事長 高橋 考深
消防計画届出年月日※	平成 16 年 3 月 9 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火シャッターを備えています。
避難場所	国分寺境内
緊急時の連絡手段	電話、専用メールでの情報提供

(10) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	高橋 圭	主任保育士
相談・苦情解決責任者	高橋 俊成	園長
第三者委員	稲井 義一	025-543-5457 法人監事
	倉石 ヨネ子	025-543-0872 保護司

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(11) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	傷害保険
保険金額	(金額) 1) 園の管理下の事由によるもので療養に要する費用の額が 5,000 円以上 2) 負傷・疾病：医療保険並み療養に要する 4/10 3) 障害：4,000 万円～88 万円（等級による） 4) 死亡見舞金：3,000 万円

(12) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。